

令和7年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業助成金交付実施要綱

7 財人養第82号

令和7年4月11日

一部改正 7 財人養第1709号

令和7年9月29日

第1条 目的

この助成金は、都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所及び都外施設（「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）の別表1に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福障施第1744号）第2に規定する都外都民施設及び協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（医療型障害児施設）」（平成11年12月1日付11衛健母第986号）第3に規定する交付対象施設をいう。）（以下「事業所」という。）において、障害福祉サービス等に従事する職員（以下「職員」という。）が社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師の国家資格を取得できるよう支援することにより、障害福祉サービス等を担う人材の育成を図り、もって質の高い障害福祉サービス等の安定した供給に資することを目的とする。

第2条 実施主体

実施主体は、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）とする。

第3条 助成金交付対象事業内容

財団が助成金を交付し支援する事業名を「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」（以下、「本事業」という。）とし、別表1に掲げる表1の対象法人に対して交付する。

第4条 助成金交付基準

財団は、別表2に掲げる1の助成対象経費に対し、2の助成基準及び3の助成率により助成する。

なお、助成額は、1の助成対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、2の助成基準を比較して、少ない方の額に3の助成率を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。

第5条 助成金の交付申請

対象法人のうち助成金の交付を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、財団が定める期間内に「令和7年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 助成金

交付申請書」（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第1号-2、第1号-3、第1号-4、第1号-5及び第1号-6により、助成対象経費を支払ったことを証明する書類を添付のうえ、申請するものとする。

ただし、上記関係書類のうち、この期間内に提出できないものは、財団が別途定める期間内に提出するものとする。

第6条 助成金交付予定額の決定

財団は、前条の交付申請を受けたときは、申請書類を審査し、東京都（以下「都」という。）に報告の上、助成金交付対象者及び助成金交付予定額を決定し、申請法人に通知するものとする。

また、財団は適正な交付を行うため、必要があるときは交付申請に係る事項につき補正を加えて、助成金交付予定額を決定することができるものとする。

第7条 助成金の実績報告書兼請求書の提出

（1）前条により助成金交付予定額の決定を受けた申請法人は、助成金交付対象者の合否があきらかとなるなどにより、本事業に係る法人の支援内容が確定した場合は、対象者への支援の有無に関わらず「令和7年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 助成金実績報告書兼請求書」（別記様式第2号）をもれなく記入・押印し財団理事長あてに提出しなければならない。

その際、申請法人は、関係書類（別記様式第2号-2、第2号-3、第2号-4、第2号-5及び第2号-6）と共に、財団が定める期間内に助成金を財団理事長あてに請求するものとする。

（2）第6条で助成金交付予定額の決定を受けた申請法人が、助成金の請求を辞退する場合は、「令和7年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 助成金実績報告書兼請求書」（別記様式第2号）をもれなく記入、押印し財団理事長あてに提出するものとする。

第8条 助成金の交付時期

この助成金は、交付決定を受けた申請法人において助成対象事業が完了後、前条の申請法人の請求に基づき、第6条で通知した助成金交付予定額の範囲内で交付する。

第9条 助成金の交付条件

この助成金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

財団は、交付決定後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この

交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(2) 事業内容の変更

交付決定後は、交付決定を受けた申請法人は、対象者、対象となる国家資格試験の種類などの事業内容を変更することができない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(3) 事故報告等

交付決定を受けた申請法人は、事業の遂行が困難となった場合、その理由及び状況について、速やかに財団に報告しなければならない。

また、財団が必要と認めるときは、交付決定を受けた申請法人に対し、助成事業の遂行及び助成金の執行状況について報告を求めることができる。

(4) 助成金の額の確定等

財団は、第7条の規定により実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る助成事業の成果がこの助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定を受けた申請法人に通知する。

(5) 是正のための措置

財団は、(4)の規定による調査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成金の交付決定を受けた申請法人に対し、当該助成事業につき、これらを適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(6) 決定の取消し

ア 財団は、助成金の交付決定を受けた申請法人が次のいずれかに該当した場合はこの交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 助成金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他にこの交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 申請法人の代表者、役員又は従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴力条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいるとき。

イ アの規定は、(4)の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

(7) 助成金の返還

財団は、(6)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、助成金事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずる。

(8) 違約加算金

ア 助成金の交付を受けた申請法人は、(6)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消され、助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ アにより違約加算金を計算する際の1か年の日数は、閏年に係らず365日とする。

ウ アにより違約加算金を納付しなければならない場合において、当該助成申請法人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(9) 延滞金

ア 助成金の交付を受けた申請法人は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ (8)のイ及びウの規定は延滞金に準用する。

(10) 申請法人に備える書類等

この助成金の交付を受ける申請法人は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠処理を整理し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(11) 消費税に係る税額控除の申告

助成金交付後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入税額控除が0円の場合を含む。)は、財団に報告しなければならない。

(12) 他の交付金の重複禁止

この交付金に係る助成金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体及び民間団体等から交付金の交付を受けてはならない。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

別表 1

1 対象法人	2 対象事業所	3 事業内容
都内において別表（1－2）の障害福祉サービス等を提供する事業所を運営する法人とする。 ただし、助成申請時点において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下「総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児福法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人を除く。	1に定める法人が運営し、都内及び都外施設において別表1－2の障害福祉サービス等を提供する事業所とする。	1に定める対象法人が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、2に定める事業所に配置している職員（1事業所につき、原則1人を上限とする。）の国家資格取得を下記対象期間に支援する場合に、支援に係る経費の2分の1を、当該法人に対して助成する。 ただし、国家試験を受験する職員が、受験手数料の支払いを済ませた場合に限る。

別 表（１－２）

障害福祉サービス等の種類	コード
・居宅介護	１
・重度訪問介護	２
・同行援護	３
・行動援護	４
・重度障害者等包括支援	５
・短期入所	６
・療養介護	７
・生活介護	８
・施設入所支援	９
・自立訓練	１０
・就労選択支援	１１
・就労移行支援	１２
・就労継続支援Ａ型	１３
・就労継続支援Ｂ型	１４
・就労定着支援	１５
・自立生活援助	１６
・共同生活援助	１７
・児童発達支援	１８
・医療型児童発達支援	１９
・居宅訪問型児童発達支援	２０
・放課後等デイサービス	２１
・保育所等訪問支援	２２
・福祉型障害児入所施設	２３
・医療型障害児入所施設	２４
・計画相談支援	２５
・地域移行支援	２６
・地域定着支援	２７
・障害児相談支援	２８

＊）総合支援法第３０条第１項第２号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児福法第２１条の５の４第１項第２号に規定する「基準該当通所支援」を除く。

＊）総合支援法第４１条の２第１項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児福法第２１条の５の１７第１項の規定による「共生型通所支援」を除く。

＊）国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４

4条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。)を除く。

別表 2

1 助成対象経費	2 助成基準	3 助成率
対象法人が支出した、職員の国家資格取得に係る下記の経費。 (1) 職員が対象となる国家資格試験の申込をした年度に属する受験手数料 (2) 職員が国家資格試験の申込をした年度に属する資格取得のために支出した費用（受講料、講師報酬、テキスト代等）	(1) 国家資格試験を受験する職員 1 名につき 10 万円を上限 (2) 1 事業所につき原則 1 名 (3) 1 名につき助成対象となる国家資格試験は 1 種類 (4) 不合格の場合（介護福祉士試験パート合格を含む）は、国家試験受験手数料のみ (5) 受験申込みをしていない場合は 0 円	助成基準（1）ないし（4）について法人が支出した金額の 1 / 2